



目次	ページ
規則	
◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則	1
告示	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	(経営支援課) 1
○公共測量の終了の通知 (3件)	(用地対策課) 1
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件)	(農業基盤課) 2
○土地改良区の定款変更の認可 ( )	( ) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
落札公告	
○落札者等の公告 (2件)	(デジタル政策課) 2

-----  
規 則  
-----

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年5月23日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第67号**  
**高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の10の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項」に改める。  
別表第4の4の項中「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条まで」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで」に改める。  
別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに申請してください。  
別記第2号様式中「㊟」を削る。  
別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。  
注 特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに申請してください。  
別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。  
別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。  
別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。  
別記第7号様式中「㊟」を削る。  
別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。  
注 特定埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定埋立事業が一時堆積事業である場合は、特定埋立事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内に報告してください。ただし、特定埋立事業を完了したとき、廃止したとき又は休止しようとするときは、それぞれの届出のときに報告してください。  
別記第11号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。  
別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。  
注 特定埋立事業を完了した日から10日以内に届け出てください。  
別記第13号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。  
注 廃止の場合は、特定埋立事業を廃止した日から30日以内に届け出てください。  
別記第14号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。  
別記第15号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。  
別記第16号様式備考を次のように改める。  
備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。  
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。  
**附 則**

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

~~~~~  
租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年5月23日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第68号**  
**租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則**  
租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則（昭和49年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ」を「及び第63条第3項第5号イ」に改める。  
第2条第2項第8号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「記名押印した」を「記名した」に改める。  
別記第1号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」及び「㊟」を削り、同様式備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。  
別記第3号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」を削る。  
別記第4号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」及び「㊟」を削る。  
別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。  
別記第8号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」を削る。

**附 則**  
この規則は、令和5年5月26日から施行する。  
-----  
告 示  
-----

**高知県告示第298号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。  
令和5年5月23日  
高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
令和5年2月17日高知県告示第77号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール高知  
高知市秦南町一丁目144番地の1

3 意見の概要  
特に意見はありません。

**高知県告示第299号**

高知県土木部中央東土木事務所長から令和4年5月高知県告示第564号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第300号**

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年8月高知県告示第680号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年4月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第301号**

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年8月高知県告示第702号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年4月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西地土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

| 役名   | 氏名    | 住 所         |
|------|-------|-------------|
| (退任) |       |             |
| 理事   | 長野 良孝 | 安芸市穴内乙20番地  |
| 〃    | 山中 荘立 | 〃 穴内甲1243番地 |
| 〃    | 仙頭 高幸 | 〃 〃 1231番地  |
| 〃    | 山中 秀樹 | 〃 〃 1086番地  |
| 〃    | 尾木 優太 | 〃 〃 1023番地  |
| 〃    | 長野 功  | 〃 穴内乙1573番地 |
| 〃    | 仙頭 直輝 | 〃 穴内甲77番1号地 |
| 監事   | 野町 和利 | 〃 〃 1037番地  |
| 〃    | 前田 徳義 | 〃 〃 1060番地  |
| 〃    | 前田 穰  | 〃 〃 253番地   |
| (就任) |       |             |
| 理事   | 前田 穰  | 安芸市穴内甲253番地 |

|    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 〃  | 山中 荘立 | 〃 〃 1243番地   |
| 〃  | 仙頭 政子 | 〃 〃 1231番地   |
| 〃  | 山中 秀樹 | 〃 〃 1086番地   |
| 〃  | 長野 武文 | 〃 穴内乙1554番地  |
| 〃  | 長野 功  | 〃 〃 1573番地   |
| 〃  | 小川 広海 | 〃 穴内甲118番地1  |
| 監事 | 野町 和利 | 〃 〃 1037番地   |
| 〃  | 長野 良孝 | 〃 穴内乙20番地    |
| 〃  | 野町 浩敬 | 〃 穴内甲1062番地4 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市入田土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

| 役名   | 氏名    | 住 所            |
|------|-------|----------------|
| (退任) |       |                |
| 理事   | 浜田 精一 | 四万十市入田3654番1号地 |
| 〃    | 上田 守  | 〃 〃 316番地3     |
| 〃    | 上田 善久 | 〃 〃 3199番地     |
| 〃    | 岡村 淳一 | 〃 〃 2448番地     |
| 〃    | 岡本 滋夫 | 〃 〃 16番地       |
| 〃    | 久保 茂  | 〃 〃 2145番地     |
| 〃    | 久保 徹  | 〃 〃 2278番地     |
| 〃    | 久保 久雄 | 〃 〃 2144番地     |
| 〃    | 小松 昭夫 | 〃 〃 4031番地     |
| 〃    | 澤村 一  | 〃 〃 512番地      |
| 〃    | 正木 卓夫 | 〃 〃 635番地      |
| 〃    | 久保 良高 | 〃 〃 577番地      |
| 〃    | 安田 勝  | 〃 〃 3156番地2    |
| 〃    | 渡邊 潤  | 〃 〃 323番地      |
| 〃    | 渡邊 利久 | 〃 〃 401番地      |
| 監事   | 久保 大典 | 〃 〃 2275番地     |
| 〃    | 植田 法文 | 〃 〃 3655番地1    |
| 〃    | 渡辺 保  | 〃 〃 544番地2     |
| (就任) |       |                |
| 理事   | 浜田 精一 | 四万十市入田3654番1号地 |
| 〃    | 久保 茂  | 〃 〃 2145番地     |
| 〃    | 久保 大典 | 〃 〃 2275番地     |
| 〃    | 澤村 一  | 〃 〃 512番地      |
| 〃    | 正木 卓夫 | 〃 〃 635番地      |
| 〃    | 安光 和恵 | 〃 〃 2388番地2    |
| 〃    | 安田 勝  | 〃 〃 3156番地2    |
| 監事   | 安光 敏彦 | 〃 〃 2588番地1    |

|   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 〃 | 植田 法文 | 〃 〃 3655番地1 |
| 〃 | 渡辺 保  | 〃 〃 544番地2  |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安田第一土地改良区の定款の変更を令和5年4月24日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称                 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                   |
|--------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------|
| 令和4年10月28日<br>4高東土第30-1号 | 香南市野市町西野字<br>ヲノ丸1862番1ほか<br>8筆 | 香南市野市町西野<br>2043番地1<br>株式会社竹内不動産<br>代表取締役<br>竹内 孝兵 |

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和5年度給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月24日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
106,260,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和5年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
111,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため